

議 事 日 程 （第 1 号）

令和 8 年 4 月 30 日（木曜日）午前 9 時 30 分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 承第 4 号 専決処分の承認について（令和 7 年度下呂市一般会計補正予算（第 18 号））

日程第 5 承第 5 号 専決処分の承認について（下呂市税条例の一部を改正する条例）

日程第 6 承第 6 号 専決処分の承認について（下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第 7 同第 4 号 下呂市監査委員の選任について

日程第 8 同第 5 号 下呂市教育委員会委員の任命について

日程第 9 下呂市議会常任委員会委員の選任について

日程第 10 下呂市議会運営委員会委員の選任について

（追加日程）

追加日程第 1 下呂市議会議長の辞職の件

追加日程第 2 選第 1 号 下呂市議会議長の選挙について

追加日程第 3 下呂市議会副議長の辞職の件

追加日程第 4 選第 2 号 下呂市議会副議長の選挙について

追加日程第 5 下呂市議会特別委員会委員の選任について

追加日程第 6 閉会中の継続調査申出について

出席議員（14 名）

議長	中 島 達 也	1 番	下 平 裕次郎
2 番	桂 川 融 己	3 番	大 西 尚 子
4 番	高 井 範 和	5 番	桂 川 いずみ
6 番	加 藤 久 人	7 番	鷺 見 昌 己
8 番	田 口 琢 弥	9 番	森 哲 士
10 番	田 中 喜 登	11 番	尾 里 集 務
12 番	中 島 ゆき子	13 番	今 井 政 良

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長 山 内 登 副 市 長 田 口 広 宣

教 育 長	中 村 好 一	総 務 部 長	佐 伯 克 典
総 合 政 策 部 長	小 澤 和 博	市 民 生 活 部 長	熊 崎 賀 代 子
福 祉 部 長	杉 山 由 美	健 康 医 療 部 長	森 本 千 恵
農 林 環 境 部 長	中 島 一 栄	観 光 文 化 ス ポ ー ツ 部 長	今 井 寛 司
基 盤 整 備 部 長	今 井 伸 哉	統 括 振 興 事 務 所 長	小 林 哲
消 防 長	熊 崎 直 人	教 育 委 員 会 長 事 務 局 長	二 村 卓 良
総 務 部 次 長	今 井 正 典	福 祉 部 次 長	竹 田 太
健 康 医 療 部 次 長	亀 山 嘉 人	農 林 環 境 部 次 長	青 木 幹 典
観 光 文 化 ス ポ ー ツ 部 次 長 (観 光 施 設)	熊 崎 一 彦	観 光 文 化 ス ポ ー ツ 部 次 長 (芸 術 祭)	尾 里 茂
基 盤 整 備 部 次 長	谷 田 部 武 一		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	青 木 秀 史	書	記	加 藤 冬 城
-------------	---------	---	---	---------

◎開会及び開議の宣告

○議長（中島達也議員）

皆さん、改めておはようございます。

お疲れさまです。

ただいまの出席議員は14人で、定足数に達しています。

これより令和8年第2回下呂市議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、会議システムで配付のとおりであります。

なお、報道機関、「広報げろ」より取材の申込みがございましたので、これを許可いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（中島達也議員）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、6番 加藤久人議員、7番 鷺見昌己議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（中島達也議員）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（中島達也議員）

日程第3、諸般の報告を行います。

定期監査結果報告及び例月現金出納検査結果報告は、会議システムで配付のとおりであります。

◎承第4号から承第6号までについて（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也議員）

日程第4、承第4号 専決処分の承認について（令和7年度下呂市一般会計補正予算（第18号））、日程第5、承第5号 専決処分の承認について（下呂市税条例の一部を改正する条例）、日程第6、承第6号 専決処分の承認について（下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、以上3件を一括議題といたします。

初めに、承第4号について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（佐伯克典）

それでは、議案書の2ページをお願いします。

承第4号 専決処分の承認について（令和7年度下呂市一般会計補正予算（第18号））。

別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。令和8年4月30日提出。

提案理由でございます。下呂市アートプロジェクト推進事業への企業版ふるさと納税による寄附金を受領したことに伴い、当該寄附金を次年度以降の事業財源として計画的に執行するため、基金へ積み立てる予算の増額補正を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

続いて、3ページをお願いいたします。

令和8年3月26日付の専決処分書となります。

詳細は補正予算書にて説明をいたします。

4ページをお願いいたします。

令和7年度下呂市一般会計補正予算（第18号）。

令和7年度下呂市の一般会計補正予算（第18号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ255億6,475万2,000円とするものです。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。

事項別明細書で説明をしますので、9ページをお願いいたします。

歳入でございます。

18款寄附金、1項寄附金、1目寄附金30万円の増額は、下呂市アートプロジェクト推進事業に対する企業版ふるさと寄附金です。

10ページをお願いします。

歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、アートプロジェクト基金費30万円の増額は、下呂市アートプロジェクト推進事業に対する企業版ふるさと寄附金を基金へ積み立てるものです。

以上で、承第4号、令和7年度下呂市一般会計補正予算（第18号）の説明を終わります。御承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

次に、承第5号及び承第6号について、提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（熊崎賀代子）

議案書の11ページをお開きください。

承第5号 専決処分の承認について（下呂市税条例の一部を改正する条例）。

別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。令和 8 年 4 月 30 日提出。

提案理由です。地方税法等の一部を改正する法律が令和 8 年 3 月 31 日に公布され、その一部が令和 8 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、下呂市税条例の一部を改正する条例を地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものです。

12ページをお開きください。

令和 8 年 3 月 31 日付の専決処分書です。

詳細は条例要綱で説明しますので、65ページをお開きください。

下呂市税条例等の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由は提案理由と同様ですので、省略させていただきます。

2. 概要。(1)軽自動車税環境性能割の廃止に伴う規定を改めます。第18条の3、第19条、第80条、第81条、第81条の3から第83条、第85条、第87条から第91条、附則第15条の2から附則第16条の2関係。

(2)特定大口株主配当等の特定配当等への追加に伴い、対応する規定を改めます。第13条、附則第16条の3、附則第20条から附則第20条の3関係。

(3)公的年金受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しに伴う規定を改めます。第36条の2、第36条の3の2、第36条の3の3関係。

(4)住宅借入金等特別税額控除や各種所得の課税特例における引用条文の整理を行います。附則第7条の3、附則第16条の4から附則第19条、附則第20条から附則第20条の3関係。

(5)復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴い、寄附金税額控除等に関する規定を改めます。第34条の7、附則第7条の4、附則第9条の2関係。

(6)固定資産税の免税点について、法律の改正に合わせて対応する規定を改め、課税されない課税標準の合計額を、家屋が20万円から30万円に償却資産が150万円から180万円に引き上げられます。第63条関係。

(7)固定資産税の課税標準の特例措置のわがまち特例の割合を定める規定を改めます。附則第10条の2関係。

(8)医療費控除の特例の期限を平成30年度以後の各年度分に改め、半永久的に延長します。附則第6条関係。

66ページを御覧ください。

(9)肉用牛の売却に係る特例の期限を令和12年度まで、3年間延長します。附則第8条関係。

(10)上位法の条ずれ等により字句を訂正します。附則第10条の3、附則第10条の4関係。

(11)令和6年能登半島地震に係る固定資産税の特例を受けようとする者がすべき申告等について規定の新設を行います。附則第10条の5関係。

(12)特定暗号資産の取引に係る課税の見直しに係る規定の新設を行います。附則第19条の3関係。

(13) この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行します。ただし、一部は令和 9 年 1 月 1 日、令和 9 年 4 月 1 日、令和 10 年 1 月 1 日から施行します。改正附則第 1 条関係。

(14) 市民税に関する経過措置を定めます。改正附則第 2 条関係。

(15) 固定資産税に関する経過措置を定めます。改正附則第 3 条関係。

(16) 軽自動車税に係る経過措置を定めます。改正附則第 4 条関係。

(17) 下呂市税条例の一部を改正する条例の一部を改正します。改正附則第 5 条関係。

本条例は以上です。

続きまして、議案書の 67 ページをお開きください。

承第 6 号 専決処分の承認について（下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）。

別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。令和 8 年 4 月 30 日提出。

提案理由です。地方税法施行令の一部を改正する政令が令和 8 年 3 月 31 日に公布され、その一部が令和 8 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものです。

68 ページをお開きください。

令和 8 年 3 月 31 日付の専決処分書です。

詳細は条例要綱で説明しますので、75 ページをお開きください。

下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由は提案理由と同様ですので、省略させていただきます。

2. 概要。(1) 基礎課税額に係る課税限度額を 66 万円から 67 万円に引き上げます。第 2 条第 2 項、第 23 条第 1 項関係。

(2) 子ども・子育て支援納付金に係る課税限度額を 3 万円とします。第 2 条第 5 項、第 23 条第 1 項関係。

(3) 低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する基準について、5 割減額の対象となる所得の算定において被保険者等の数に乘ずる金額を 30 万 5,000 円から 31 万円に、2 割減額の対象となる所得の算定において被保険者等の数に乘ずる金額を 56 万円から 57 万円に引き上げ、対象となる世帯を拡充します。第 23 条第 1 項関係。

(4) この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行します。附則第 1 項関係。

(5) 改正後の下呂市国民健康保険税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとします。附則第 2 項関係。

説明は以上です。御承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

これより本 3 件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 尾里集務議員。

○11番（尾里集務議員）

ちょっと確認をさせていただきたいというふうに思います。

65ページの下呂市税条例の一部を改正する条例のことで、概要の(2)番のその下の括弧の第33条というのは、この33条でよろしかったでしょうか。

○議長（中島達也議員）

市民生活部長。

○市民生活部長（熊崎賀代子）

申し訳ございません、33条のところを13条と申し上げましたが、33条でございます。

○議長（中島達也議員）

よろしいですか。

○11番（尾里集務議員）

はい、分かりました。

○議長（中島達也議員）

ほかにございますか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました承第4号から承第6号までの3件については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、承第4号から承第6号までの3件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本3件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本3件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

承第4号 専決処分の承認について（令和7年度下呂市一般会計補正予算（第18号））、本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、承第4号については承認することに決定いたしました。

承第5号 専決処分の承認について（下呂市税条例の一部を改正する条例）、本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、承第5号については承認することに決定いたしました。

承第6号 専決処分の承認について（下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、承第6号については承認することに決定いたしました。

◎同第4号及び同第5号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也議員）

日程第7、同第4号 下呂市監査委員の選任について、日程第8、同第5号 下呂市教育委員会委員の任命について、以上2件を一括議題といたします。

初めに、同第4号について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（佐伯克典）

それでは、議案書の76ページをお開きください。

同第4号 下呂市監査委員の選任について。

次の者を下呂市監査委員に選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

氏名、川上武士、年齢は74歳、住所は記載のとおりでございます。令和8年4月30日提出。

提案理由でございます。監査委員 都竹基己氏の辞職に伴い、その後任として選任するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

次に、同第5号について、提案理由の説明を求めます。

教育長。

○教育長（中村好一）

議案書の77ページを御覧ください。

同第5号 下呂市教育委員会委員の任命について。

次の者を下呂市教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

氏名、竹田小織、年齢、52歳、住所は記載のとおりでございます。令和8年4月30日提出。

提案理由でございます。下呂市教育委員会委員 竹田小織氏が令和８年５月13日に任期満了になるためでございます。

御審議よろしく願いいたします。

○議長（中島達也議員）

これより本２件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました同第４号及び同第５号については、会議規則第37条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、同第４号及び同第５号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本２件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本２件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

同第４号 下呂市監査委員の選任について、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第４号については同意することに決定いたしました。

同第５号 下呂市教育委員会委員の任命について、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第５号については同意することに決定いたしました。

ここで、私が副議長に議長の辞職願を提出するために休憩いたします。再開は10時５分といたします。

午前９時52分 休憩

午前10時05分 再開

○副議長（森 哲士議員）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に中島達也議長から議長の辞職願が提出されましたので、私が議事進行を務めさせていただきます。

追加日程がございます。会議システムで配付いたします。

〔追加日程配付〕

日程についてお諮りいたします。ただいま会議システムで配付しております追加日程第1、下呂市議会議長の辞職の件を日程に追加し、議題といたします。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、追加日程第1、下呂市議会議長の辞職の件を日程に追加し、議題とすることを決定いたしました。

◎下呂市議会議長の辞職の件

○副議長（森 哲士議員）

追加日程第1、下呂市議会議長の辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって除斥に該当いたしますので、中島達也議員の退場を求めます。

〔議長 中島達也議員 退場〕

それでは、事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（青木秀史）

それでは、朗読いたします。

辞職願。私儀、このたび申合せ任期满了により議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により許可くださるようお願い申し出ます。令和8年4月30日、下呂市議会議長 中島達也、下呂市議会副議長 森哲士様。以上でございます。

○副議長（森 哲士議員）

お諮りいたします。中島達也議員の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、中島達也議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。中島達也議員の入場を許可いたします。

〔中島達也議員 入場・復席〕

それでは、休憩をいたします。

午前10時07分 休憩

午前10時30分 再開

○副議長（森 哲士議員）

それでは、休憩前に引き続き会議を開始いたします。

追加日程がございますので、会議システムで配付いたします。

〔追加日程配付〕

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。追加日程第2、選第1号 下呂市議会議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、追加日程第2、選第1号 下呂市議会議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行うことに決定をいたしました。

◎選第1号について

○副議長（森 哲士議員）

下呂市議会議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は14人であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番 下平議員と2番 桂川議員を指名いたします。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

配付漏れなしと認めます。

この際、念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。なお、名字が同じ議員がおられますので、必ず名前まで記載されるようお願いをいたします。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

投票漏れなしと認めます。以上で投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。立会人は開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票、これは先ほどの出席議員数と符合いたしております。

有効投票14票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち、今井政良議員 6 票、尾里集務議員 8 票、以上のとおりであります。

有効投票数の 4 分の 1 以上が法定得票数となります。この選挙の法定得票数は 4 票でありますので、よって尾里集務議員が議長に当選をされました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

それでは、ただいま議長に当選されました尾里議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

ここで、議長に当選されました尾里議員の当選承諾及び御挨拶をお願いいたします。

登壇願います。

○新議長（尾里集務議員）

ただいま議長選に当選させていただきました尾里集務です。

皆様方の御支援に応えるよう、またこの下呂市をしっかりとよくしていくよう、議長としての職務を全うさせていただきたいというふうに思いますので、皆様方の御協力をどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○副議長（森 哲士議員）

これにて議長選挙を終了いたします。

これで、私が議長に副議長の辞職願を提出するため休憩といたします。再開は10時45分といたします。

午前10時33分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（尾里集務議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程がございますので、会議システムで配付いたします。

〔追加日程配付〕

休憩中に、森哲士副議長から副議長の辞職願が提出されました。

日程についてお諮りいたします。ただいま会議システムで配付しております追加日程第3、下呂市議会副議長の辞職の件を日程に追加し、議題といたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、追加日程第3、下呂市議会副議長の辞職の件を日程に追加し、

議題とすることを決定いたしました。

◎下呂市議会副議長の辞職の件

○議長（尾里集務議員）

追加日程第3、下呂市議会副議長の辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により除斥に該当いたしますので、森哲士議員の退場を求めます。

〔副議長 森哲士議員 退場〕

事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（青木秀史）

それでは、朗読します。

辞職願。私儀、このたび申合せ任期満了により副議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により許可くださるようお願い申し出ます。令和8年4月30日、下呂市議会副議長 森哲士、下呂市議会議長 尾里集務様。以上でございます。

○議長（尾里集務議員）

お諮りします。森哲士議員の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、森哲士議員の副議長の辞職を許可することに決定をいたしました。

森哲士議員の入場を許可いたします。

〔森哲士議員 入場・復席〕

休憩をいたします。

午前10時47分 休憩

午前10時56分 再開

○議長（尾里集務議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程がございますので、会議システムで配付をいたします。

〔追加日程配付〕

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。追加日程第4、選第2号 下呂市議会副議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、追加日程第4、選第2号 下呂市議会副議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

◎選第2号について

○議長（尾里集務議員）

下呂市議会副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は14人であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番 大西議員と4番 高井議員を指名いたします。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔挙手する者なし〕

配付漏れなしと認めます。

この際、念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票をお願いします。なお、名字が同じ議員がおられますので、必ず名前まで記載されるようお願いいたします。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

投票漏れなしと認めます。以上で投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。立会人は開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票、これは先ほどの出席議員数と符合いたしております。

有効投票14票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち、中島ゆき子議員6票、田中喜登議員8票、以上のとおりであります。

有効投票数の4分の1以上が法定得票数となります。この選挙の法定得票数は4票であります。よって、田中喜登議員が副議長に当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

ただいま副議長に当選されました田中議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

ここで、副議長に当選されました田中議員の当選の承諾及び挨拶をお願いいたします。

登壇してください。

○新副議長（田中喜登議員）

ただいま副議長として皆様方にお認めをいただきました田中喜登でございます。

先ほど申し述べたとおりでございます。全力で議長を支え、二代表制の一翼を担う組織として議会が十二分に力を発揮していくことができるよう、全力でこの1年頑張っていきたいと思います。どうか皆様方の御支援をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（尾里集務議員）

これにて副議長選挙を終了いたします。

休憩いたします。再開は館内放送でお知らせいたします。

午前11時07分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（尾里集務議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程がございますので、会議システムで配付いたします。

〔追加日程配付〕

日程についてお諮りいたします。ただいま会議システムで配付しました追加日程第5、下呂市議会特別委員会委員の選任についてを日程第10、下呂市議会運営委員会委員の選任についての後に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、追加日程第5、下呂市議会特別委員会委員の選任についてを日程第10の後に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎下呂市議会常任委員会委員の選任について及び下呂市議会運営委員会委員の選任について並びに下呂市議会特別委員会委員の選任について

○議長（尾里集務議員）

日程第9、下呂市議会常任委員会委員の選任について、日程第10、下呂市議会運営委員会委員の選任について、追加日程第5、下呂市議会特別委員会委員の選任について、以上3件を一括議題といたします。

下呂市議会常任委員会委員の選任について、下呂市議会運営委員会委員の選任について及び下呂市議会特別委員会委員の選任については、下呂市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

指名名簿を会議システムで配付いたします。

〔名簿配付〕

ただいまから指名名簿を事務局長に朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（青木秀史）

それでは、委員を朗読させていただきます。

くらし・人づくり常任委員会、1番 下平裕次郎議員、2番 桂川融己議員、4番 高井範和議員、6番 加藤久人議員、7番 鷺見昌己議員、11番 尾里集務議員、13番 今井政良議員の以上7名です。

まち・基盤づくり常任委員会、3番 大西尚子議員、5番 桂川いずみ議員、8番 田口琢弥議員、9番 森哲士議員、10番 田中喜登議員、12番 中島ゆき子議員、14番 中島達也議員の以上7名。

予算決算常任委員会、議長を除く13名。

議会運営委員会委員、5番 桂川いずみ議員、6番 加藤久人議員、7番 鷺見昌己議員、8番 田口琢弥議員、12番 中島ゆき子議員、13番 今井政良議員、14番 中島達也議員の以上7名。

下呂温泉街整備特別委員会委員、議長を除く13名。

濃飛横断道・リニア特別委員会委員、3番 大西尚子議員、5番 桂川いずみ議員、6番 加藤久人議員、7番 鷺見昌己議員、8番 田口琢弥議員、9番 森哲士議員、13番 今井政良議員の以上7名。

議会改革特別委員会委員、1番 下平裕次郎議員、2番 桂川融己議員、4番 高井範和議員、7番 鷺見昌己議員、8番 田口琢弥議員、12番 中島ゆき子議員、13番 今井政良議員の以上7名。

広報広聴特別委員会委員、1番 下平裕次郎議員、2番 桂川融己議員、7番 鷺見昌己議員、8番 田口琢弥議員、10番 田中喜登議員の以上5名でございます。

○議長（尾里集務議員）

ただいま指名いたしました諸君を常任委員会委員、議会運営委員会委員、特別委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を常任委員会委員、議会運営委員会委員、特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

次に、正・副委員長を報告いたします。

くらし・人づくり常任委員会委員長、7番 鷺見昌己議員、副委員長、4番 高井範和議員。

まち・基盤づくり常任委員会委員長、8番 田口琢弥議員、副委員長、9番 森哲士議員。

予算決算常任委員会委員長、12番 中島ゆき子議員、副委員長、4番 高井範和議員。
議会運営委員会委員長、13番 今井政良議員、副委員長、6番 加藤久人議員。
下呂温泉街整備特別委員会委員長、8番 田口琢弥議員、副委員長、2番 桂川融己議員。
濃飛横断道・リニア特別委員会委員長、7番 鷺見昌己議員、副委員長、9番 森哲士議員。
議会改革特別委員会委員長、2番 桂川融己議員、副委員長、7番 鷺見昌己議員。
広報広聴特別委員会委員長、1番 下平裕次郎議員、副委員長、2番 桂川融己議員。
以上のとおりであります。
追加日程がございますので、会議システムで配付いたします。

〔追加日程配付〕

日程についてお諮りいたします。ただいま会議システムで配付しました追加日程第6、閉会中の継続調査申出についてを日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、追加日程第6、閉会中の継続調査申出についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎閉会中の継続調査申出について

○議長（尾里集務議員）

追加日程第6、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から会議規則第111条の規定により、会議システムで配付しました申出書のとおり、所管事務等について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここで、市長より発言の申出がありましたので、許可いたします。

市長。

○市長（山内 登）

令和8年第2回下呂市議会臨時会閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

初めに、本日上程いたしました全議案を可決、御承認いただき、誠にありがとうございました。また、本日の改選により新たに議長、副議長に就任されました尾里集務議員、田中喜登議員、同じく新たに就任されました各委員会の委員長、副委員長の皆様方におかれましては、御就任、誠にとおめでとうございます。今年度の円滑な議会運営に関しまして、御指導を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

一方、昨年度の議長、副議長並びに各委員会の委員長、副委員長として議会運営の重責を果た

されました中島達也議員、森哲士議員はじめ各議員の皆様には、その任期中大変お世話になり、誠にありがとうございました。皆様方の今後ますますの御活躍を御祈念申し上げます。

結びに当たり、執行部といたしましては、下呂市が持つ可能性を最大限に引き出し、わくわくする下呂市をつくり上げてまいる所存でありますので、今後とも議員の皆様方の御協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（尾里集務議員）

これをもって、本臨時会に付議されました議案は全て議了いたしました。

令和8年第2回下呂市議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後1時09分 閉会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和8年4月30日

議 長 中 島 達 也

副 議 長 森 哲 士

新 議 長 尾 里 集 務

署名議員 6 番 加 藤 久 人

署名議員 7 番 鷺 見 昌 己